様式第5－1号

発 能 美 農 林 第 523 号
令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井 出 敏 朗

市町村名 （市町村コード）	能美市 （17211）	
地域名 （地域内農業集落名）	中央地区2 （秋常町、末寺町、徳久町、荒屋町、高座町、下清水町、新保町）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月19日 （第2回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

・水稲作を主として、麦・大豆・たまねぎ等の生産が行われている。
・条件のよい農地が比較的多い。
・新保町、下清水町は都市計画マスタープランの産業集積地区エリアに入っており、工場の立地や増設等の構想が浮上するなどし、耕作の計画が立てづらい。耕作者も高齢化しており、農地として維持することが困難になることが想定される。
・新保町は任意の集落営農組合で麦を団地化して耕作しているが、組合員の高齢化が進んでいる。
・下清水町地内の手取川を挟んだ川北町に隣接する農地は、すべて川北町の農家によって耕作されており、集積・集約化については、隣接する営農組合等に集約することになるが、川北町とも連携し、今後協議を継続して行う。

（2） 地域における農業の将来の在り方

・耕作状況や作物、ほ場管理等は現状維持。秋常町については後継者の育成ができており、周辺集落で離農者がでても引き受けできる状況。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	190.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188.6 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

エリア全体ではある程度担い手がいるため、現在の農業者が離農する場合、基本的に地元の農業者へ移譲を打診する。
下清水町地内の川北町側のエリア（川北町の耕作者）については、今後集約等について継続的に話し合いを行

（2）農地中間管理機構の活用方針

任意の集落営農組織がブロックローテーションを行いながら耕作している集落では活用は難しいが、利用権設定の更新時期に再度活用について検討する。

（3）基盤整備事業への取組方針

今後必要に応じて検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

後継者の育成や新規就農者の情報を地域、行政、JAが共有し、連携しながら取り組んでいく。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】